

(別表)

優先入居対象世帯	要件
1. ひとり親世帯 (母子又は父子世帯)	<p>配偶者のない者（これに準ずる者を含む。）で20歳未満の子を扶養しているものの世帯であること</p> <p>配偶者のない者に準ずる者にあっては、次の各号の一に該当する者であること</p> <p>(1) 配偶者の生死が明らかでない者で、次の～のいずれかに該当するもの 船舶の沈没等や航空機の墜落等により行方不明となった者で、3月以上その生死が明らかでないもの 以外で死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の中、その危難が去った後1年以上その生死が明らかでないもの 及び 以外で3年以上その生死が明らかでない者</p> <p>(2) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者で、次の～のいずれかに該当するもの 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に規定する障害等級一級の状態にある者 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害等級一級及び二級の状態にある者 精神保健及び精神障害者福祉法施行令（昭和25年政令第155号）による障害等級一級の状態にある者</p> <p>(3) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者で、当該配偶者が1年以上拘禁されており、かつ、今後1年以上拘禁される予定であるもの</p> <p>(4) 婚姻によらないで父又は母となった者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの</p>
2. 引揚者世帯	<p>次の各号の一に該当する者の世帯であること</p> <p>(1) 引揚者集団収容施設で老朽化した住宅に居住している者</p> <p>(2) 新規引揚者</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の引揚者</p>
3. 炭鉱離職者世帯	<p>炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者で、次の各号の一に該当する者の世帯であること</p> <p>(1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が貸与する移転就職者用宿舎（以下「移転就職者用宿舎」という。）に現に入居している者</p> <p>(2) 広域職業紹介活動に係る公共職業安定所の紹介により就職し、かつ、当該就職後2年を経過していない者</p>
4. 老人世帯	<p>60歳以上の者及びその民法上の親族で次の各号の一に該当する者のみからなる世帯であること</p> <p>(1) 配偶者</p> <p>(2) 18歳未満の児童</p> <p>(3) 5の(1)、(2)又は(3)に掲げる者</p> <p>(4) おおむね60歳以上の者</p>
5. 障害者世帯	<p>入居者又は同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号の一に該当する者の世帯であること</p> <p>(1) 恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の3の第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者</p> <p>(2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載されている者</p> <p>(3) 知的障害の程度が児童相談所の長、知的障害者更生相談所の長、精神保健福祉センターの長若しくは精神科の診療に経験を有する医師により、重度又は中度の知的障害者と判定された者及び知的障害者以外の者で重度又は中度の知的障害者と同程度の精神的障害を有していると判定された者</p> <p>(4) 障害者総合支援法施行令別表に規定する特殊疾病と診断された者</p>

6 . 多子世帯	1 8歳未満の児童が3人以上いる世帯
7 . DV被害者 世帯	<p>次の各号の一に該当する者の世帯であること。</p> <p>(1) 配偶者暴力防止等法第10条第1項（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(2) 婦人相談所において、配偶者等からの暴力を理由として一時保護をしている者又は一時保護が終了した日から起算して5年を経過していない者（一時保護委託を含む。）</p> <p>(3) 配偶者等からの暴力を入所理由とした婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所者又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p>
8 . 犯罪被害者 世帯	<p>犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者の世帯</p> <p>(1) 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者</p> <p>(2) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者</p>
9 . 子育て世帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯